

運営指導における指導事項

項目	主な指導内容	改善のポイント
設備に関する基準	実態に即した平面図を作成の上、当市へ変更届を提出すること。	● 専用区画を変更した場合、速やかに新しい平面図を作成のうえ、当市へ変更届を提出する必要があります。
勤務体制の確保等	事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、当該事業所の従業員によって指定通所リハビリテーションを提供すること。	● 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにしなければなりません。 ● 勤務形態一覧表には、残業や休暇等の予定の変更を記入し、勤務実績を記録として整備しなければなりません。 ● 事業所の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、労働者派遣法に規定する派遣労働者（紹介予定派遣をする場合及び産前産後休業・育児休業・介護休業を取得した労働者の業務である場合を除く。）であってはなりません。
内容及び手続の説明及び同意（重要事項説明書）	運営規程の概要、通所リハビリテーション従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を作成すること。	● 重要事項説明書には、運営規程の概要、通所リハビリテーション従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる内容を記載しなければなりません。 ● 契約の前に、重要事項説明書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について申込者の同意を得なければなりません。 ● 重要事項説明書の内容は、定期的に見直しを行い、最新の情報を掲載するようにしましょう。 ● 運営規程の概要等の重要事項については、事業所での掲示に代えてウェブサイトへの掲載や、いつでも自由に閲覧できるようファイルを備え置く等の方法でもかまいません。

運営指導における指導事項

項目	主な指導内容	改善のポイント
運営規程	事業の運営について重要事項に関する規程について定めること。	● 事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければなりません。 □ 事業の目的及び運営の方針 □ 従業者の職種、員数及び職務の内容 □ 営業日及び営業時間 □ 指定通所リハビリテーションの利用定員 □ 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額 □ 通常の事業の実施地域 □ サービス利用に当たっての留意事項 □ 非常災害対策 □ 虐待の防止のための措置に関する事項 □ その他運営に関する重要事項 □ 身体的拘束等の原則禁止(当市最重点指導事項)
サービスの提供の記録	提供した具体的なサービス内容等を記録すること。	● 当該指定通所リハビリテーションの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければなりません。 ● 通所リハビリテーション費の算定根拠となる送迎時間や、理美容サービスに要した時間の記録も必要です。 ● 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、事業者は、指定通所リハビリテーションを提供した際には、当該指定通所リハビリテーションの提供日、内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければなりません。
通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画(「通所リハビリテーション計画等」という。)を作成すること。 それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画等に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載すること。	● 通所リハビリテーション計画等は医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければなりません。 ● すでに居宅サービス計画及び介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければなりません。 ● 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画等に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載しなければなりません。 ● 心身機能、活動、参加の状況はどう変化したか、課題の解決ができたか、介入方法は適切であったか等をよく検討し、評価した上で、より適切なリハビリテーションが行われるよう計画を見直しましょう。

運営指導における指導事項

項目	主な指導内容	改善のポイント
指定介護予防通所リハビリテーションの具体的な取扱方針 (介護予防通所リハビリテーション計画)	介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握を行うこと。	● 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握を行わなければなりません。
業務継続計画の策定等	従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。	<研修> ● 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行いましょう。 ● 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育及び新規採用時の研修を実施するとともに、研修の実施内容についても記録しましょう。 ● 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。
		<訓練> ● 訓練(シミュレーション)においては、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施しましょう。 ● 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。
非常災害対策	非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。	● 非常災害に際して必要な具体的な計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。 ● 「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。 ● また、定期的に(年2回以上)避難、救出その他必要な訓練を行う必要があります。

運営指導における指導事項

項目	主な指導内容	改善のポイント
衛生管理等	事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	<研修> ● 通所リハビリテーション従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行わなければなりません。 ● 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施しましょう。 ● 研修の実施内容についても記録することが必要です。
		<訓練> ● 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要です。 ● 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施しましょう。
虐待の防止	事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。	● 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むことが必要です。 ☐ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ☐ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ☐ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ☐ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ☐ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ☐ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ☐ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ☐ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ☐ その他虐待の防止の推進のために必要な事項
	事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。	● 研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行わなければなりません。 ● 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 ● 研修の実施内容についても記録することが必要です。

運営指導における指導事項

項目	主な指導内容	改善のポイント
リハビリテーション提供体制加算	事業所において、常時、当該事業所に配置する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、当該事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。	● 「当該事業所の利用者の数」とは、指定通所リハビリテーション事業者と指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定通所リハビリテーションの利用者数と指定介護予防通所リハビリテーションの利用者数の合計となります。 ● 通所リハビリテーション事業所の単位ごとに、本体施設とは切り分けて記載した勤務形態一覧表を作成して、算定根拠を示せるようにしましょう。
生活行為向上リハビリテーション実施加算	指定(介護予防)通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し、生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施すること。	● 事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施しなければなりません。記録からも確認できるようにしましょう。 ● 生活行為向上リハビリテーション実施計画に従ったリハビリテーションの評価に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者の居宅における応用的動作能力や社会適応能力について評価を行い、その結果を当該利用者とその家族に伝達することが必要です。 ● なお、当該利用者の居宅を訪問した際、リハビリテーションを実施することはできません。
所要時間による区分の取扱い	現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間で算定すること。	● 後出【「所要時間による区分の取扱い」のポイント】参照

「所要時間による区分の取扱い」のポイント



通所系サービスの所要時間について、間違った算定例をご紹介します。
不適切な運用とならないよう、ご注意ください。

凡例：よくある間違い例→



通所リハ→① 通所介護、認知症対応型通所介護→⑦

通所介護計画等→サービスごとに読み替えてください

①
⑦

★ 計画に位置付けられた時間ではなく現に要した時間で算定している

☞ 所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所介護計画等に位置付けられた内容のサービスを行うための標準的な時間によることとされています。

例えば、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合などは、サービスが提供されているとは認められません。通所介護計画等に位置付けられている所要時間に基づき、所定単位数を算定してください（計画外の提供については、別途預かりサービスとして利用者から利用料を徴収しサービス提供することも可能）。

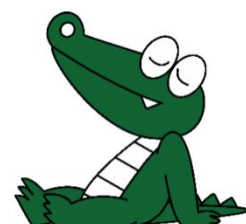
また、通所介護計画等に位置付けられたサービス提供時間と、実際の提供時間が異なるケースが続く場合は、通所介護計画等の見直しを実施してください。

①
⑦

★ 曜日によって提供時間が異なるが、計画に位置付けられていない

☞ 1週間のうちに、曜日によってサービス提供時間が異なる場合は、曜日ごとに通所介護計画等を作成する必要があります。

例えば、通院や理美容によって定期・不定期を問わずあらかじめサービス提供時間が異なることが予見される場合は、それぞれの日についても通所介護計画等を作成し、その計画に基づいた算定を行ってください。



次ページに続く

①
⑦

★ 急遽短時間で利用を中止したが、計画に位置付けられた時間で算定している

☞ 利用中に発熱が発覚し利用を中止した場合等、大きく短縮した場合には、通所介護計画等を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定しなければなりません。

当日の利用者の心身の状況から、実際の指定通所介護等の提供が通所介護計画等上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には、通所介護計画等上の単位数を算定して差し支えありません。また、通所介護計画等上の所要時間未満の利用であっても、計画に位置付けられた全プログラムを完了している場合には、標準的な所要時間に基づき算定することが可能です。

①
⑦

★ 理美容サービスに要した時間を記録していない

☞ 利用者が理美容サービスを受けた場合は、その要した時間を記録する必要があります。また、予定されている理美容については、通所介護計画等に位置付け、理美容サービスを受けた時間を除いて算定する必要があります。

⑦

★ 基準に適合しない利用者を所要時間 2 時間以上 3 時間未満で算定している

☞ 2 時間以上 3 時間未満の単位数を算定できる利用者は、心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者とされています。

当日の利用者の心身の状況から、実際の通所サービスの提供が通所介護計画等上の所要時間よりも大きく短縮した場合は、通所介護計画等を変更の上、同区分での算定を行うこととしても差し支えありません。

(「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3) (令和 3 年 3 月 26 日) 問 26」参照)

①
⑦

★ ごく短時間の延長サービスで延長加算を算定している

☞ 延長加算について、ごく短時間の延長サービスを算定対象とすることは、当該加算の趣旨を踏まえれば不適切な算定となります。

(「平成 24 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.1) (平成 24 年 3 月 16 日) 問 61」参照)